

推進事業の概要 4 - ⑫

健やかな体の育成

健康・安全教育の推進

4 望ましい生活習慣の確立

5 安全教育の推進

⑫ 県立学校児童生徒の健康診断の実施

事業主体 スポーツ健康課

○ 主旨

健康診断は、児童生徒の教育を円滑に行なうための保健管理の中核として実施するとともに、児童生徒の生涯の保持増進のために、必要な実践力を育成するための教育活動として実施します。



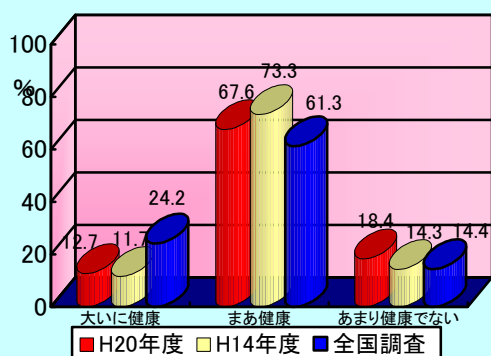
○ 事業内容

- 1 対象：県立学校の児童生徒
- 2 事業期間：4月から6月まで
- 3 事業内容：心電図検査、結核検診、尿検査、寄生虫検査、血液検査（盲学校生徒）
- 4 報告書：健康診断終了後に提出

○ 参考（20歳以上の山梨県民の健康の様子）

20歳以上の県民の健康状態

H20 県民のスポーツに関する意識活動調査

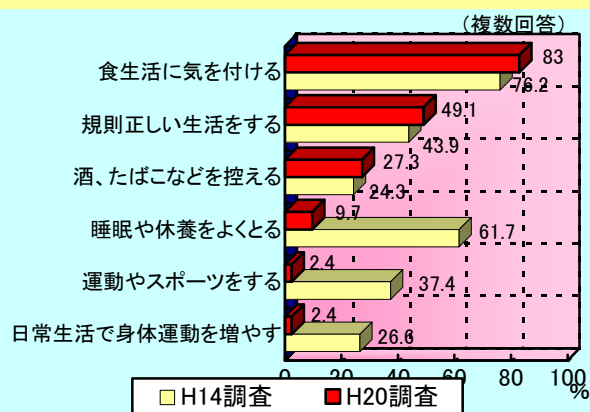


あまり健康ではないと考える20歳以上の県民が18.4%となり、前回調査や全国調査を上まわり、増えてきました。

県民が健康・体力の保持増進で心がけていることでは、睡眠や休養、体を動かすことが前回調査より大幅に減少しました。

県民が健康・体力の保持増進で心がけていること

H20 県民のスポーツに関する意識活動調査



推進事業の概要 4 - ⑬

健やかな体の育成

健康・安全教育の推進

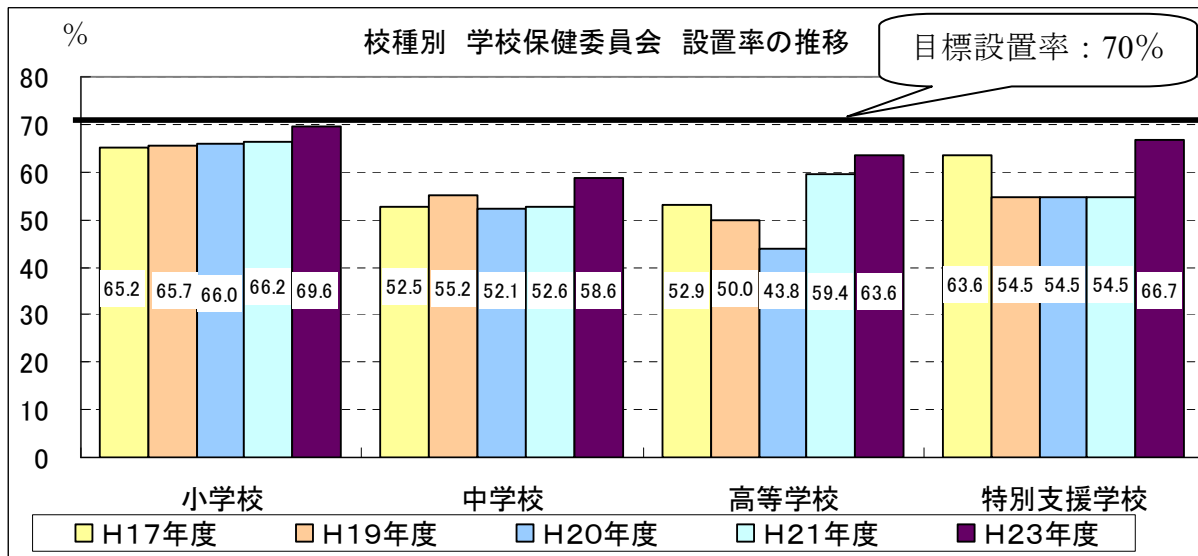
4 望ましい生活習慣の確立

5 安全教育の推進

⑬ 学校保健委員会設置状況調査の実施

事業主体 スポーツ健康課

- 主 旨
全県下の公立学校の学校保健委員会設置状況を把握し、啓発と推進を図ります。
- 概 要
年度末に公立の小・中・高等学校及び特別支援学校を対象に設置状況を調査します。



- 数値目標 「学校保健委員会設置状況」が、毎年向上することを目標とする

期 間：平成21年度～平成25年度

対 象：公立小・中・高等学校及び特別支援学校

目標数値：H17年度とH18年度の前年度比の平均から算出

H25年度目標値：70.0%

推進事業の概要 4 - ⑭

健やかな体の育成

健康・安全教育の推進

4 望ましい生活習慣の確立

5 安全教育の推進

⑭ 薬物乱用防止教室実施状況調査の実施

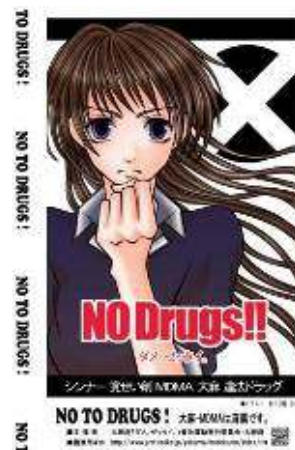
事業主体 スポーツ健康課

○ 主旨

小、中、高等学校において薬物乱用防止教室の実施状況を把握し、啓発と推進を図ります。

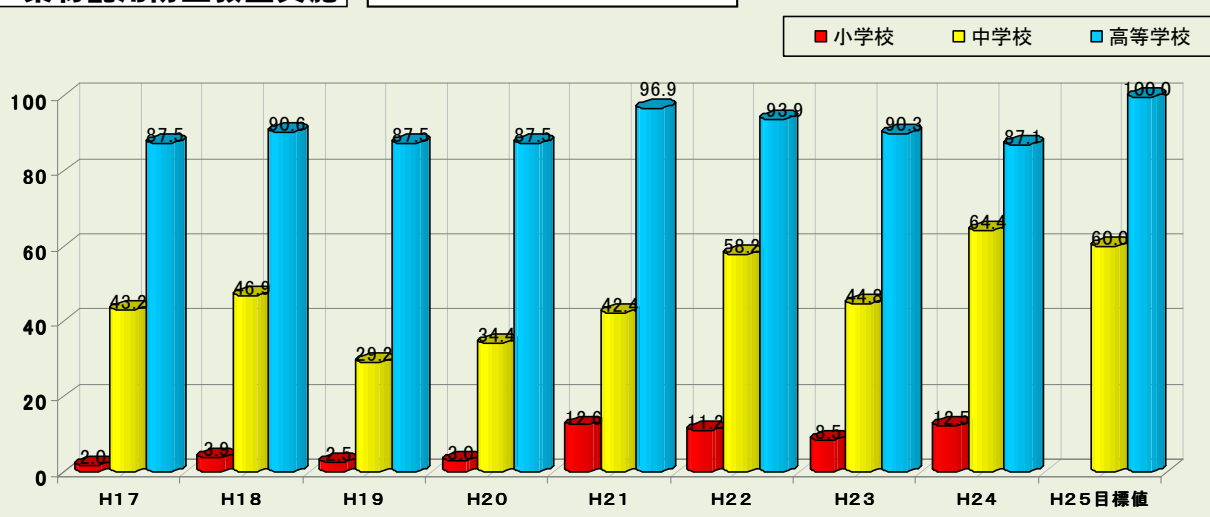
○ 概要

年度末に公立の小・中・高等学校対象に開催状況を調査します



薬物乱用防止教室実施

県下の公立小・中・高等学校



○ 数値目標 「薬物乱用防止教室実施状況」が、毎年向上することを目標とする

期 間：平成21年度～平成25年度

対 象：公立小・中・高等学校及び特別支援学校

目標数値：H17年度とH18年度の前年度比の平均から算出

中 学 校 H25年度目標値： 60.0%

高 等 学 校 H25年度目標値： 100.0%

推進事業の概要 4 - ⑮

健やかな体の育成

健康・安全教育の推進

4 望ましい生活習慣の確立

5 安全教育の推進

⑮ 保健関連各種研修会の開催

事業主体 スポーツ健康課

○ 主旨

肥満、生活習慣病、アレルギー疾患、薬物乱用、いじめ、不登校など児童生徒の多様化する心身の健康課題に対応するため、研修会等を通じて養護教諭等学校保健関係者の資質の向上を図ります。

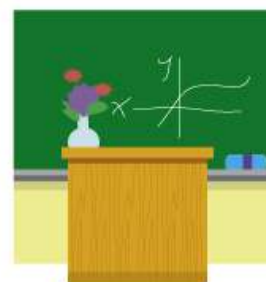
○ 概要

文部科学省や全国の各研究大会からの伝達講習、専門職としての研修などを開催します。



下記の研修会があります。

- ① 保健主事研修会
- ② 養護教諭研修会
- ③ 性に関する指導・薬物乱用防止教育研修会
- ④ 初任者養護教諭研修
- ⑤ 養護教諭経験者研修
- ⑥ アレルギー疾患対応研修会
- ⑦ 学校保健大会



推進事業の概要 4 - ⑬

健やかな体の育成

健康・安全教育の推進

4 望ましい生活習慣の確立

5 安全教育の推進

⑬ 保健関連全国・関東研究協議会等への養護教諭派遣

事業主体 スポーツ健康課

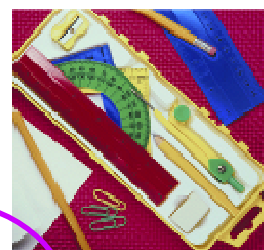
○ 主旨

小、中、高等学校及び特別支援学校の養護教諭を全国・関東地区の学校保健に関する研究協議会に派遣し、保健教育の充実・資質の向上を図ります。

○ 概要

事業内容

養護教諭を全国・関東地区の学校保健に関する研究協議会に派遣します。



以下の研修会に、養護教諭を派遣しています。
(H24年度)

- ①全国養護教諭研究大会
- ②学校環境衛生・薬事衛生研究協議会
- ③全国学校歯科保健研究大会
- ④健康教育指導者養成研修
- ⑤全国学校保健研究大会
- ⑥関東甲信越静学校保健大会
- ⑦学校におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会
- ⑧子どもの心のケアシンポジウム
- ⑨性に関する協議会



推進事業の概要 4 - ①7

健やかな体の育成

健康・安全教育の推進

4 望ましい生活習慣の確立

5 安全教育の推進

①7 歯・口の健康づくり研究実践校の指定

事業主体 スポーツ健康課

○ 主旨

校内研究などにおいて、歯・口の健康づくりについて専門的な立場で指導し、生活習慣の確立を図ります。



○ 概要

平成18年度までは、文部科学省が社団法人日本学校歯科医会に委託をして実施していましたが、平成19年度から、社団法人日本学校歯科医会の研究事業となっています。

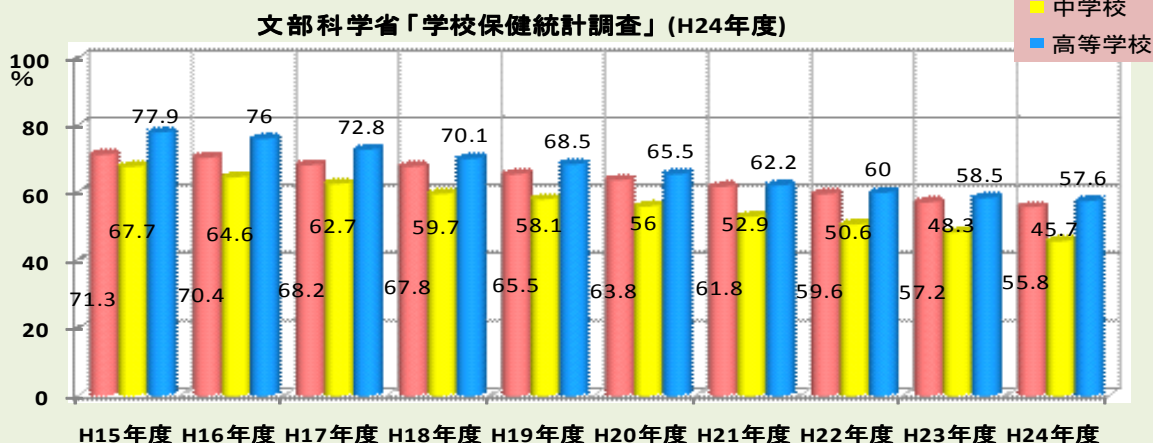
本県では昭和53年から2～3年指定で行っています。
平成25、26年度の指定校はありません。
平成27年度の指定に向け取り組みを進めています。

〔過去の研究実践校〕

甲府東	小学校	勝沼	小学校
中道北	小学校	山中東	小学校
増穂	小学校	市川南	小学校
明野	小学校	一宮北	小学校
強瀬	小学校	白根百田	小学校
伊勢	小学校	増穂南	小学校
日川	小学校	小立	小学校
豊	小学校	北新	小学校



全国のう歯(むし歯)の割合の推移



う歯(むし歯)の割合は、どの校種においても低下傾向が続いています。

推進事業の概要 4 — ⑱

健やかな体の育成

健康・安全教育の推進

4 望ましい生活習慣の確立

⑱ 学校保健課題解決支援事業

事業主体 スポーツ健康課

○ 趣 旨

現在、児童生徒の抱える健康問題は多岐にわたっており、これらの課題解決を図るためには、学校や家庭、地域社会が連携し取り組むことが必要です。

山梨県の子どもの健康実態より、肥満傾向の子どもの増加、アレルギー疾患を持つ子どもの増加が見られます。そこで、県は医療機関や専門家と連携し、その解決に向けた取組を行います。また、子どもの心の健康づくりを地域との連携の中で進めていきます。

さらに、それらの取組の様子や、成果等を学校の養護教諭や地域の学校保健担当者等に発信し、健康課題への取組のさらなる活性化を目指します。

○ 概 要

事業内容

(1) 山梨県学校保健課題解決支援事業 協議会の開催

医師、歯科医師、薬剤師、学校関係者等、各分野の代表者による協議会の開催
第1回協議会（5月） 健康課題解決に向けた計画の検討
第2回協議会（2月） 健康課題解決支援事業の評価



(2) 「学校保健支援チーム」設置と専門スタッフの派遣

- ① 支援チーム（大学関係者、医師、養護教諭、栄養教諭、保護者代表等）を設置し、課題解決に向けた話し合いの開催
- ・ 子どもの生活習慣改善支援チーム
生活習慣に関する実態調査の実施と課題解決に向けた具体的な取組についての話し合い、研修会開催の支援 等
 - ・ アレルギー疾患対応支援チーム
アレルギーに関する実態調査の実施と具体的な取組や連携体制についての話し合い、研修会開催の支援 等
 - ・ 子どもの心の健康づくり支援チーム
子どもの発達段階に合わせた心の育成を支援するための研修会、事例検討会の開催

(3) 学校保健課題解決シンポジウムの開催

平成25年度の取組結果と成果の報告会の開催
(1月中旬 山梨県総合教育センターにて開催予定)

推進事業の概要 4 - ⑱

健やかな体の育成

健康・安全教育の推進

4 望ましい生活習慣の確立

5 安全教育の推進

⑱ 学校保健大会の開催

事業主体 スポーツ健康課

○ 主旨

児童生徒の生涯にわたる明るく健康な生活を目指し、その基本的要素であるたくましい体と豊かな心を持ち、自ら考え自ら行動して自らの健康を創り出す児童生徒の育成を図るとともに、学校保健の充実と発展に役立てます。

○ 概要

1 主催 山梨県教育委員会 山梨県学校保健会

2 後援 社団法人山梨県医師会
社団法人山梨県歯科医師会
一般社団法人山梨県薬剤師会

3 内容 ○開会式及び表彰式

- | | |
|---------------|-------------|
| [県教育委員会教育長表彰] | ・健康推進優良学校 |
| | ・口腔衛生推進優良学校 |
| [県学校保健会長表彰] | ・学校保健功労者 |
| | ・保健優良生徒 |
| | ・手塚賞 |
| | ・小野賞 |
| [県歯科医師会長表彰] | ・口腔衛生優良学校 |
| [県養護教員研究会長表彰] | ・羽田賞 |

○文部科学大臣表彰等披露

○記念講演



推進事業の概要 4 - ②①

健やかな体の育成

健康・安全教育の推進

4 望ましい生活習慣の確立

5 安全教育の推進

②① 学校保健会への補助

事業主体 スポーツ健康課

○ 主 旨

児童生徒の健康保持増進を図るとともに学校保健思想を普及啓発するため、県内学校保健関係団体を統括する山梨県学校保健会が実施する事業に対し、県が補助します。

○ 概 要

1 補助対象事業内容

- ① 保健会運営事業
- ② 学校保健に関する調査研究事業
(公立小・中学校児童生徒心臓病判定事業)
- ③ 学校保健思想の普及啓発事業
(学校保健大会の開催)
- ④ 学校保健関係者の指導および研修事業
(各種大会・研修会への参加)
- ⑤ 学校保健施策への協力事業

等



2 補助率

市町村等法令外負担金合計額の 1 / 2 以内



学校保健大会

推進事業の概要 4 - ②1

健やかな体の育成

健康・安全教育の推進

4 望ましい生活習慣の確立

5 安全教育の推進

②1 要保護及び準要保護児童生徒に対する医療費の助成

事業主体 国・スポーツ健康課・市町村

○ 主旨

義務教育諸学校において、健康診断や健康相談が実施され、児童生徒に対象となる疾病が見つかり、当該児童生徒の保護者が要保護及び準要保護として認定されている場合は、医療費を補助し、疾病を治癒して学習能力の向上を図ります。

※ 公立小・中学校は各市町村教育委員会が実施します。

1 対象となる疾病（学校保健安全法施行令第8条に定める疾病）

- ① トラコーマ及び結膜炎
- ② 白癬、疥癬及び膿痂疹
- ③ 中耳炎
- ④ 慢性副鼻腔炎及びアデノイド
- ⑤ う歯
- ⑥ 寄生虫病（虫卵保有を含む。）

2 対象者 （児童生徒の保護者で学校保健安全法第24条各号に該当する者）

- ① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- ② 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

3 補助者

- ① 要保護 国(1/2) 設置者：市町村又は県(1/2)
- ② 準要保護 設置者

推進事業の概要 4 - ②

健やかな体の育成

健康・安全教育の推進

4 望ましい生活習慣の確立

5 安全教育の推進

② 日本スポーツ振興センターの災害給付

事業主体 スポーツ健康課

○ 主 旨

学校管理下において、発生した児童生徒の災害（負傷・疾病・障害又は死亡）を補償し、円滑な学校教育の実施を目的とします。

独立行政法人日本スポーツ振興センターと学校設置者との契約により、学校の管理下における児童生徒の災害に対して災害共済給付を行い、掛金は国、学校設置者及び保護者の三者で負担します。

※ 学校設置者が市町村の場合は、各市町村教育委員会が実施します。

○ 概 要

給付の対象となる災害の種類と給付金額

災害の種類	給付金額
負傷・疾病 学校管理下の事由によるもの。給食等による中毒、ガス等による中毒、溺水、熱中症など	医療保険並の診療に要する費用額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額。 ※ 療養に要する費用の額は、初診から治癒までの総額(医療保険でいう10割)で、5,000円以上が対象となります。
障害 学校管理下での負傷・疾病が治った後に残った障害	障害見舞金 (3,770万円～41万円) 第1級～第14級に区分される。
死亡 学校管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 (2,800万円) 通学(園)中の場合 (1,400万円)

年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付件数	2,943件	3,309件	3,192件
医療費	38,171,753円	43,546,643円	42,177,479円
障害見舞金	4,000,000円	3,720,000円	37,700,000円
死亡見舞金	14,000,000円	0円	56,000,000円

推進事業の概要 5 - ②③

健やかな体の育成

健康・安全教育の推進

4 望ましい生活習慣の確立

5 安全教育の推進

②③ 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

事業主体 スポーツ健康課

○ 主旨

学校の管理下における事故・事件が大きな問題となっている近年の状況を踏まえ、子どもたちが安心して教育を受けられるよう、家庭や地域の関係機関・団体と連携しながら、学校の安全管理に関する取組を一層充実する必要があります。

このため、各市町村において、地域との連携を重視し、地域ボランティアを活用するなど地域社会全体で取り組む体制を整備し、安全で安心できる学校が確立できるよう各種取組を行います。

○ 概要

- (1) スクールガード・リーダーの配置による学校の巡回指導と評価等の実施
(スクールガード・リーダー育成講習会も実施)
- (2) 学校ボランティア(スクールガード)の養成・研修
 - ・ スクールガード養成講習会の開催
- (3) 子どもの見守り活動の実施
 - ・ 学校安全のために各地域において実施されている子どもの見守り活動に対する支援

○ 概略図

地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業概要

- ・ 通学路で子どもたちが巻き込まれる事件・事故
- ・ 学校への不審者への侵入

子どもたちが安心して教育を受けられる環境の整備が必要

スクールガード・リーダーの配置 (学校の巡回指導と評価)

防犯の専門家や警察OB等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、各学校やスクールガードに対する警備のポイント等の指導と評価等を行う。

スクールガード・リーダー育成 講習会の開催

スクールガード・リーダーとしての資質を備えた人材継続的に確保するために、学校安全に取り組んでいた教職員OB等を対象に育成講習会を開催。

スクールガード 養成講習会の開催

通学路で子どもたちを見守るスクールガード(学校安全ボランティア)を養成するために、最新の情報などを学ぶことができる養成講習会を開催。



学校安全のために各地域において実施されている子どもの見守り活動に対する支援

子どもの見守り活動の実施

学校安全ボランティア等を活用しつつ、学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちを見守る取組を実施。

学校安全ボランティア等を安全かつ効果的に活用する仕組みを整備し、地域社会全体で、子どもの安全を見守る体制の整備を推進